

健康保険証廃止に関するスケジュールについて

	令和6年 10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月	4月
健康保険証	令和6年12月1日まで交付		※ 令和7年12月1日まで利用可能（1年間の経過措置）				
資格情報のお知らせ	10/28 (1)加入者全員へ 送付		(2) 新規加入時に都度交付				
資格確認書			令和6年12月2日以降、新規加入時に「マイナンバーカードを取得していない方」、「取得しているが、健康保険利用登録をしていない方」に交付				

健康保険証・・・・・・・・・・令和6年12月2日以降は発行しません。
令和6年12月1日までに発行した健康保険証は、令和7年12月1日まで使用できます。（経過措置）
※発行済みの健康保険証を紛失した場合も、再交付はできません。

資格情報のお知らせ・・（1）国からの通達に基づき、令和6年10月28日に事業所様経由で加入者全員へ交付。（マイナンバー下4桁記載あり）
（2）新規加入時に都度交付。（マイナンバー下4桁記載なし）
※令和6年10月12日～令和6年12月1日加入者については、12月2日以降一括交付予定。
※情報連携後の作成となるため、書類受付日から4営業日以降の交付となります。

資格確認書・・・・・・・・・・令和6年12月2日以降、新規加入時に、資格取得届・被扶養者異動届の発行要否欄にチェックがある方には、短期の有効期限のものを交付(届出書受付日の翌月末日まで)。その後、有効期限が令和9年12月1日までのものを交付。
※情報連携後の作成となるため、書類受付日から4営業日以降の交付となります。